

平成23年度 第20回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年2月24日（金）午前10時～11時35分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 平成23年（不）第4号事案に係る判定について

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び第4号を公開とし、議案第2号及び第3号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり判断し、回答しようとするもの。

① 条例案の名称

- (1) 議案第41号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第89号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

② 施行日

いずれの条例案も平成24年4月1日

③ 条例案に対する人事委員会の判断

【議案第41号関係】

職務上必要な派遣先の整理を行うものであり、異議はない。

【議案第89号関係】

条例案は、本委員会が勧告でその実現を求めた、給料表構造の是正及び給与構造改革における経過措置額の廃止を内容とするものであり、一部、本委員会の勧告内容と比べ、給与額に大きな減額が生じる者を対象とした経過措置の対象者・措置内容等に拡大が見られるものの、その影響は限定的、かつ、終期が明確であり、確実に解消するものである。

よって、概ね本委員会の勧告内容に沿うものであり、異議はない。

2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

平成23年（不）第4号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり、規則を改正しようとするもの。

① 改正する規則の名称

職員の旅費等に関する条例施行規則

② 概 要

(1) 改正理由

現行規則では、内国旅行に係る宿泊料（条例19条）の調整規定が整備されているが、外国旅行に係る宿泊料（条例29条）の調整規定は整備されていない。このため、外国旅行に係る宿泊料の調整を可能とすべく所要の改正を行うものである。

(2) 規則案の概要

外国旅行に係る宿泊料を減額調整・増額調整の対象として規定する。

（施行日：公布日）

【質 疑】

委 員

今回改正する理由は何か。

事務局

平成8年に内国・外国旅行について減額・増額できると人事委員会で個別に承認した。

その後、内国旅行については、平成13年に規則化し、規則に基づき減額・増額の調整を行っているが、外国旅行については規則化を行っていなかったため、今回、規定を整備しようとするもの。

委 員

了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年3月8日（木）午前10時から開催することとした。